

令和3年1月29日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

設工認申請にあたっての課題とその対応案

NO.	当社の課題	課題対応案
1. 基本的考え方について		
1	課題を整理した上で、作業計画を立てて、次の面談について遅くならないように実施する。	概略スケジュールを作成し、実施する予定。
2	<p>①グループ2, 3の設備でも、許可整合性や基準適合性の観点から明確にすべき機能、性能はグループ1と同様に表形式で記載する。</p> <p>②重要度に応じた記載の程度については、許可基準や技術基準で性能が定められている設備は具体的な仕様まで記載し、単に設置が求められている設備は基本設計方針のみ記載するなど、関連条文も念頭におき整理する。</p>	<p>①グループ2, 3の設備でも、許可整合性や基準適合性の観点から明確にすべき機能、性能はグループ1と同様に表形式で記載し、申請する（今回申請の電源設備（グループ3）に適用した）。</p> <p>②重要度に応じた記載の程度については、許可基準や技術基準で性能が定められている設備は具体的な仕様まで記載し、単に設置が求められている設備は基本設計方針のみ記載するなど、関連条文も念頭におき整理するよう準備中。</p>
3	<p>設工認申請書の構成案について次を検討する。</p> <p>①記載項目の内容がタイトルだけでは分からないので、タイトルに対応して当該項目の記載内容がわかる様に記載する。添付書類の名前も工夫して記載する。</p> <p>②1回目申請と2回目申請の関係性を記載する。</p> <p>③添付書類の構成については、大枠として許可整合性があり、次に技術基準適合性の記載のような順に記載する。（QMSの説明含む） なお、許可整合、基準適合性の記載は、許可整合が基準適合性に、またその逆にならないように順番を考える。</p> <p>④QMSの実績及び計画は工事単位等で記載する（設備毎でなくても良い）。</p>	<p>章立て、目次に関して次のとおり作成する。</p> <p>①タイトルで理解できるように表記を工夫する。</p> <p>②1回目申請の申請は電気設備及び共通事項として記載する。 2回目申請は、それ以外の設備として申請し、1回目の申請に分割理由を記載する。</p> <p>③添付書類には、許可整合性、技術基準適合性になるように資料を構成する。</p> <p>④QMSの実績及び計画については、工事単位となるよう調整する。（単体購入設備は設備毎になる） （作成要領書 項目2：以降 資料2等で記載する。）</p>
4	電源設備は防護対象では無いことを基本設計方針で明記し、添付書類でその理由を記載することを検討する。	基本設計方針の中で防護対象ではない旨と、波及的影響を防止する対応を簡潔に記載し、添付書類で防護対象ではない理由を記載する。（資料5-2）
5	キャスクの取り扱いについて、搬送受け入れとキャスクの取り扱いが同じ内容であるかについて確認、検討する。	金属キャスクの受入時及び取扱い（移送、搬送）では、検査以外は同様な作業と考えているが、明確になるように工夫する。（資料4）
6	耐震と強度の説明書は、現状では計算方針を対象機器・設備毎に記載しているが、この記載だと対象機器・設備毎に審査する必要がある。キャスクのタイプが増えた場合という観点も考えて、計算式が同じなら効率化のため類型化して説明できないか検討する。	当社施設は、施設・機器毎の評価内容の類似性が小さく、類型化しづらい。そのため、類型化した施設・機器単位での整理・説明よりも、自然現象等の現象単位での整理・説明の方が効率的となることから、自然現象等特殊な荷重を考慮した評価が必要な機器等の強度評価については、「自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する。（資料2）
7	<p>設工認申請書作成要領について以下を検討する。</p> <p>①現状の資料では目次がない。</p> <p>②基本的考え方で別紙、添付類を記載しているが、添付されていないので添付する。</p> <p>③基本設計方針については、共通項目、個別項目の記載を分ける。</p> <p>④建設から数年経過している機器に対してどの様に考え対応するか等を申請書に記載するかを検討する。（必ずしも作成要領に記載していなくても良い。）</p> <p>⑤「主要設備リスト」について、記載内容を含め検討する。今後、火災防護、竜巻防護等についても記載の追加を検討する。</p>	<p>①目次を作成した。</p> <p>②省略した別紙、添付を記載。</p> <p>③共通項目及び個別項目の基本方針について検討する。</p> <p>④設置機器について事業開始前までに点検することを記載。</p> <p>⑤主要設備リストの記載項目など調整し、設備リストを作成する。（資料4）</p>

NO.	当社の課題	課題対応案
8	設工認申請書作成要領の「3基本設計方針」以降の表題が【基本的考え方】となっていることから適切に修正する。	以下のように記載する。 3：【基本設計方針】，4：【準拠法令，規格及び基準】 5：【添付書類の考え方】，6：【添付書類の作成要領】， 7【添付図面の作成要領】 (資料4)
9	設工認申請書の構成(案)の修正と同時に，設工認申請書作成要領の「5. 設工認申請書に添付する添付書類の考え方について」の別紙1(設工認添付書類 構成検討)も修正。	別紙1を修正する。 (資料4)
10	資料1-3(設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理)の修正と同時に，資料1-5(設工認申請書作成要領)の「5. 設工認申請書に添付する添付書類の考え方について」の別紙2(設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理(例))も修正。	別紙2を修正する。 (資料4)
2. 要目表について		
11	金属キャスクの基数の記載について，次の事項を踏まえて記載を適正化することを検討する。 ・金属キャスクの受け入れ時基数に応じ，実施すべき施設の維持管理の計画を記載する。 ・事業者の使用前事業者検査は，受け入れを実施する全ての金属キャスクに対して実施することを工事の方法に明記する。	金属キャスク基数の記載について，受け入れ基数に応じて実施すべき施設の維持管理方針を設計の基本設計に記載することとし，また，準備すべき機器および個数に応じて工事と検査を行うことを工事フロー(第5-1図)に明確化した。 (資料5-3-1，5-3-2)
12	内部飛散物に対しては，要求が無いから記載しないという事になっているが，大枠としては要求が有ると考えられるので何らかの説明をする旨検討する。	技術基準上，内部飛散の要求はないが類似の事象として，波及影響を防止する設計が適用する必要があるため，これについて対象，整理方法及び申請書への記載要領を検討中である。(資料4)
13	①臨界管理に関係した複数基数貯蔵について，金属キャスクと貯蔵建屋の記載の中で何か記載することを検討する。 ②設備で「何個以上」と記載する事が適切な設備はあるか検討する。 ③取付箇所について，何をどう記載するか検討する。 ④UPSの寸法について記載がないが，どうするかを検討する。 ⑤地下埋設の記載については玄海の記載等を参考に記載し，消防法としての説明も分かるようにして欲しい。「地下式」という記載は再度検討する。 ⑥継手，主要弁等の記載について，誤解の無いように主要弁，配管が無いなら記載しない様に見直す。 ⑦火災防護はJNFLでも今後検討することになっている。JNFLの状況を確認して適切に対応する。 ⑧以下，意味が同じ記載が重複していると思われるものについて，位置づけや違いを再確認の上記載を適正化する。 「②工事は行わないが…設工認に記載する」と「(b)従前の規制範囲内での記載の適正化を行う…」(P.2-14) ⑨先行の「建設時の設工認等を出典として記載する場合」を活用するときには十分に気を付けて運用する。(P.2-15)	①貯蔵施設は4機能を設計条件として考慮する必要があるため，要領に記載する。 ②所定の性能以上を維持する必要がある消火設備等については「○以上」と記載する。 ③波及影響を評価が必要な設備については，必要な据え付け高さ等の配置情報を取付個所に記載する。 ④盤の寸法を要目表に記載する。 ⑤先行審査実績を踏まえ，「設置箇所」に，設置場所の他に”地下埋設”を記載する。 ⑥設備の構成により，主要弁，配管，継手はないため，これらの作成要領は記載しない。 ⑦今後，実用炉の審査実績等も踏まえつつ，JNFLの審査状況に応じて，反映すべき事項を作成要領へフィードバックする。 ⑧同じ意味であるため重複しない記載とした。 ⑨今後，活用する場合は，出典を再確認し記載を明確化する。 (資料4)
3. 基本設計方針について		
14	基本設計方針の記載について ①共通部分の記載と個別機器の記載を分ける。(全体像含む) ②初回申請に記載する共通部分の記載内容及び記載の程度の決定。(次回申請との記載範囲の分け方含む)	①基本設計方針を共通項目と個別項目に分けて記載することとし，申請書作成要領を章立ても含め修正する。 ②初回新成分の記載事項を，自然現象(地震，津波，外部衝撃)火災損傷防止，安全機能を有する設備とし，個別項目は電気設備とする。 (資料4)
15	基本設計方針の記載と要目表の記載について考え方を整理する。基本設計方針は機能要求，要目表は性能要求とすることを比較表等で説明できるように整理する。	基本設計方針の記載と要目表の記載については，1/14行政相談にて説明した方針に基づき，今回申請する電源設備について具体的に対応関係を整理した。 (資料5-2)

NO.	当社の課題	課題対応案
16	廃棄施設で平常時被ばくに関係するものは無いが、その状況を説明したものが必要。こういう設計なので、不要という説明は必要だが、特別に項目を作って説明することにするのが良いか検討する。	平常時に発生する放射性廃棄物はないことから、放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設はない。搬入した金属キャスク等の表面に汚染があった場合には、除染水やウエス等をドラム缶等に封入して保管廃棄する廃棄物貯蔵室を設けているが、平常時に発生する放射性廃棄物はないことから被ばくはない。 以上のことを、放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針に記載する。 (資料4)
17	①設工認の対象から外す記載としては、変更前後の記載ぶりは実用炉などの前例を鑑みて記載することを検討する。 ②漏洩検知については著しい漏洩が無いことで自主設備になっているが、漏洩が無いことを基本設計方針に記載することを検討する。	①対象外になった機器の記載について、電力側の記載を調査する。 ②作成要領にて「自主設備は記載しない」としているが、現認可からの削除になるため変更後の自主設備である旨の記載及び理由を記載する。 (資料4)
18	密封容器の固定用アンカーは、ネットで覆うことを事業許可で記載したことから、基本設計方針に何等か記載することを検討する。	基本設計方針に事業許可と同様の記載を行う。 (資料5-2)
19	「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」において、「火災区域構造物及び火災区画構造物」をどの設備に整理するか、及びその基本方針をどこに記載するか、検討する。(電気設備の中で、貯蔵建屋の中に設置されているUPS等は)初回申請で仕様として記載することを検討する。	「火災区域構造物及び火災区画構造物」は消防用設備に整理する。その基本方針は、本文の施設共通の基本設計方針「火災等による損傷の防止」に記載する。また、これらは初回申請で記載する。 (資料4)
20	電源構成を説明する目的で事業許可にも外部電源から受電することを記載している。設工認でも同様に外電から受電する事は基本設計方針に記載し、単線結線図を添付することを検討する。	基本設計方針の中で外部電源から受電している旨を記載済み。(資料5-2)
21	<基本設計方針> ①仕様表でなく電力に合わせて要目表で記載することについて、設工認申請書作成要領を適宜修正することを検討する。 ②自主的に設置する(受入れ区域架構鉄骨)緩衝材をどこに(津波等の基本設計方針に)記載するかを整理する。そのうえで、不燃難燃の基本設計方針も記載することを検討する。	①作成要領の基本設計方針の記載「要目表及び基本仕様」を「要目表」に修正 ②受入れ区域架構鉄骨緩衝材の設置については、基本設計方針の「津波による損傷の防止」内に記載するとともに、その火災発生防止対策について、基本設計方針の「火災等による損傷の防止」内に記載する。 (資料4)
4. 準拠法令、基準及び規格について		
22	準拠法令・規格基準の記載ぶりについて次を検討する。 ・JEAC, JEAGについては具体的に何番を使うかの記載をするか。 ・建築基準法と建築基準法施行令の記載をするか。	・規格基準規則にて規格番号発行年の記載のあるものは、当該特定情報を記載することとする。 ・JISは、産業製品が適用すべき規格として一般的に広く自明なルールであるため番号等は記載しない。 ・原子力の法令については、事業を規制するものとして技術基準に関連する法, 令, 規則を記載する。 ・その他の法令等については、関連する基準が記載された政令と規則を記載するとともに、規制体系明確化のため法を記載する。 (資料4)
5. 添付書類の考え方について		
23	設工認対象設備の技術基準規則への該当有無については、直接関係する項目だけでなく間接的に関係する事項についても「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」の表で分かるように記載する。(△, ▲等で表記)	以下のとおり記載。 直接要求がある機器は「○」, 間接的に関係する機器を「△」とする。 (資料3)
24	添付書類における技術基準への適合性の説明に関して、除熱, 取り扱い, 閉じ込めの説明について関係性を明確にして整理し, どのように記載(纏めるか, 分けるか, 分けるとしたらどう記載するか)を整理する。	取り扱いに伴い発生する汚染物の拡大防止に関する事項については、技術基準規則に基づき、閉じ込めとして記載する作成要領とする。(資料4)
25	被覆管の応力計算を参考資料以外で記載するように検討する。	参考資料ではなく、キャスクの強度計算に関する章に入れ込む方向で検討する。 (資料2)

NO.	当社の課題	課題対応案
26	分割申請の考え方はJNFLでも懸案になっているので、認識を合わせて記載することについて整理する。	資料1-3「設工認申請設備の技術基準への整合性に係る整理」にて分割申請毎の施設・設備に係る技術基準を整理し、申請対象設備に漏れないようにする。
27	資料1-5（設工認申請書作成要領）のP5-1の添付書類章項目の構成の考え方を修正する。	添付書類章項目の構成の考え方を修正する。 （資料4）
28	資料1-5（設工認作成要領）のP5-13の「使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書」の記載内容に、技術基準第20条（廃棄施設）、第22条（換気設備）の設備が無い旨追記することを検討。	技術基準第20条（廃棄施設）、第22条（換気設備）の設備が無い旨追記する。 （資料4）
29	資料1-5（設工認作成要領）のP5-16にて、「放射性物質の濃度及び線量に関する説明書」を「技術基準第19条に対応する設備がないので削除」としている点について再考。	資料1-5（設工認作成要領）のP5-9「放射線被ばくの防止に関する説明書」にて、「周辺監視区域の設定と監視方法、周辺監視区域境界外における放射性物質の濃度評価、並びに平常時における一般公衆の線量評価結果を説明することとする」ように修正する。 （資料4）
30	資料1-5（設工認作成要領）のP5-17の「計測設備に関する説明書」の添付要否の考え方を修正することを検討する。	事業変更許可申請書において追加された記載内容を設工認申請書にも反映するため添付する旨の内容に修正する。 （資料4）
6. 添付書類の作成要領について		
31	<p>①P6-4で別紙1, 2, 3までだが、別紙4, 5は類型化して効率化するように整理する。不要ということであれば、その理由を説明できるようにする。</p> <p>②P6-5, 6の次回以降（先送り）の記載は、目次に多少の記載をするだけでは不足している部分もあるので、他社の状況を確認して整理することを検討する。</p> <p>③P6-7は、機器機器リストの記載も含め設定根拠との認識を合わせて整理する。</p> <p>④P6-11について計測範囲の根拠も必要なので、なぜその範囲で良いか測定環境も含め根拠書にて理由を記載する。要目表に記載している事項について、寸法以外は性能としての根拠の説明を検討する。</p> <p>⑤P6-21について、2. の5行目添付書類八は、安全設計なの添付書類6の間違いかについて確認する。P6-26も同様に検討する。</p> <p>⑥P6-32について、他社は自然現象から強度計算書に飛ばして記載することとしている。当該の記載について、説明できるようにする。</p>	<p>① 当社施設は、施設・機器毎の評価内容の類似性が小さく、類型化しづらい。そのため、類型化した施設・機器単位での整理・説明よりも、自然現象等の現象単位での整理・説明の方が効率的となることから、自然現象等特殊な荷重を考慮した評価が必要な機器等の強度評価については、「自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する。</p> <p>② 原則、分割申請において、一つの添付書類の中で、申請する項と次回申請する項が混在しないような申請書の構成とする。混在が避けられない場合は、目次に「次回申請」と記載するだけでなく、次回申請の項を添付し、申請が「次回以降」で問題ない理由を記載する。</p> <p>③基本設計方針のみに記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る仕様について、設定根拠説明書を作成する。</p> <p>④ 放射線計測器等の計測範囲についても、設定根拠を作成する。</p> <p>⑤P6-21, 2. の5行目添付書類八は添付書類六に修正する。</p> <p>⑥当社施設は、施設・機器毎の評価内容の類似性が小さく、類型化しづらい。そのため、類型化した施設・機器単位での整理・説明よりも、自然現象等の現象単位での整理・説明の方が効率的となることから、自然現象等特殊な荷重を考慮した評価が必要な機器等の強度評価については、「自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する。 （資料4）</p>
7. 添付図面の作成要領について		
32	<p><添付図面></p> <p>①P7-4のJNFLの3. (1)bに相当する箇所の記載がないことから、目次の順番が頭であれば記載し易いと思うので、同様な記載を検討する。</p> <p>②電源車には内燃機関はあるという事なので、適切に記載できるよう検討する。</p> <p>③P7-14, 15は今後記載することになるが、存在しない設備が多くあるように思うので適切に記載するよう検討する。</p>	<p>①添付図面の構成は、図面の種類（配置図、構造図、系統図）ごとに添付図面を作成する。図面の種類単位で、施設区分ごとに並べるものとし、添付図面の目次により、添付する図面を明確化する。</p> <p>② 電源車においても、调速装置等の付属設備の位置が分かるように図中に記載する。</p> <p>③当社の施設の図面を添付する。 （資料4）</p>